

## 春日井市障害者施設等歯科健診事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、障害者及び障害児の歯科疾患の予防及び早期発見、歯科健康教育並びに健康維持を推進することを目的として、一般社団法人春日井市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）が行う障害者施設等の利用者の歯科健診に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において障害者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害者及び障害児のうち、市内に住所を有するものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市歯科医師会が次の各号のいずれかに掲げる事業を行う施設（以下「補助対象施設」という。）に歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手を派遣し、補助対象施設を利用する障害者等に対して行った歯科健診とする。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる派遣者の区分に応じ、当該各号に定める金額に当該者を補助事業として補助対象施設に派遣した日数を乗じて得た額とする。

- (1) 歯科医師 1人につき15,000円
- (2) 歯科衛生士 1人につき9,000円
- (3) 歯科助手 1人につき7,000円

2 前項に規定する補助金額の算定において、同一の補助対象施設に係る歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手の人数は、次の各号に掲げる補助対象施設の区分に応じ、当該各号に定める人数を限度とする。

- (1) 歯科健診実施人数が30人以下の補助対象施設 歯科医師1人及び歯科衛生士又は歯科助手1人
- (2) 歯科健診実施人数が31人以上60人以下の補助対象施設 歯科医師2人及び歯科衛生士又は歯科助手2人
- (3) 歯科健診実施人数が61人以上90人以下の補助対象施設 歯科医師3人及び歯科衛生士又は歯科助手3人
- (4) 歯科健診実施人数が91人以上の補助対象施設 歯科医師4人及び歯科衛生士又は歯科助手4人

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の12月31日までとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第10条の規定により補助金額の確定を通知した後、市歯科医師会の請求に基づいて交付する。

(実績報告)

第8条 規則第9条の実績報告は、補助事業等実績報告書に補助対象施設におけ

る補助事業の実施が確認できる書類を添えて、全ての補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金調書の整備)

第9条 市歯科医師会は、当該補助金に係る書類、帳簿等を事業完了後5年間保管しなければならない。

(検査等)

第10条 市長は、市歯科医師会に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。